

(証券コード9318)

2022年6月14日

株 主 各 位

東京都中央区勝どき一丁目13番1号
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウオン

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルスの感染が継続している状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、感染防止のため、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使を行っていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2022年6月28日（火曜日）営業時間終了までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町2丁目10-1
東京交通会館 12階 ダイヤモンドホール
※会場が前回の株主総会の会場と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、提供書面には掲載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

また、決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトへの掲載をもって書類の発送に代えさせていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2022年6月29日（水曜日）午後2時

2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時入力分まで

4. スマートフォンによる議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時入力分まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

（注）同一の方法または異なる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。また、ご投函された書面の到着とインターネットまたはスマートフォンによる議決権行使が同日内であった場合は、インターネットまたはスマートフォンによる行使を有効とさせていただきます。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的な経済活動の停滞により、極めて厳しい状況が続きました。また、先行きにつきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化の兆しがみられるなど、不透明な状況となっております。

このような状況の下で、当社グループは、収益事業の確立によって財務体質を改善すべく、新規投資案件の実施や既存投資先の業績改善に取り組んでまいりました。

新規投資案件については、いくつかの候補先について関係先との交渉や投資計画の検討などを行った結果、2021年7月、子会社のアジアインベストメントファンド株式会社を通じて日本のサブカルチャーコンテンツ事業を扱うC+株式会社の株式を譲り受け、持分法適用会社といたしました。2021年8月、子会社のにつぼんインキュベーション株式会社を通じて脱炭素・再生エネルギー事業を扱う株式会社AGパワーソリューションズの全株式を取得し、連結子会社といたしました。2021年9月、子会社のアジアインベストメントファンド株式会社を通じてモビリティ関係事業を扱う豊田TRIKE株式会社の株式を譲り受け、持分法適用会社といたしました。

子会社を通じた既存投資案件については、アジアインベストメントファンド株式会社は、有価証券投資等の投資事業全般に加え、その他収益性の高い分野の商取引にも積極的に取り組み、取引は全体的に増加基調にあります。

アジアビジネスファイナンス株式会社は、売掛債権担保融資に限定せず、株式担保融資、不動産担保融資まで取扱商品の範囲を拡大し、貸金事業を行っております。

ワンアジア証券株式会社は、自己資本の健全化を通じた信用取引の拡大を図るとともに、競争力と企業価値の向上に取り組んでおります。

Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.によるマレーシアでのバイオマス燃料PKS (パ

ーム椰子種子穀) 供給事業は、経営環境の悪化により、当初計画値を大きく下回っており、2021年12月期に事業撤退を完了しております。

臻萃本物(福建) 餐飲管理有限公司による中国・福州での日本食レストラン事業については、事業撤退をいたしました。一部店舗については歩合方式のサブリース契約に切り替え、継続しております。

当連結会計年度の業績につきましては、国内子会社2社が順調に推移した一方で、事業撤退や業態の変更があったことにより、売上高が1,077百万円(前期比52.4%増)となり、前期と比較して増収となりました。

営業費用につきましては、事業撤退等による減少および、当社の販売費及び一般管理費全般で経費削減を行い、営業利益が126百万円(前期は275百万円の営業損失)、持分法による投資損失316百万円を計上したこと等により、経常損失が288百万円(前期は279百万円の経常損失)となりました。

また、関係会社株式売却損1,625百万円を計上したこと等により、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は1,988百万円(前期は1,070百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(i) 事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付、子会社におきましては有価証券の保有・運用、金融事業、日本食レストラン事業等を行っております。

(ii) 営業外収益および費用

営業外収益は、主に受取利息および受取配当金18百万円を計上したことにより、32百万円(前期は59百万円)となりました。

営業外費用は、主に持分法による投資損失316百万円、為替差損90百万円等を計上したことにより、447百万円(前期は62百万円)となりました。

(iii) 特別利益および損失

特別利益は、41百万円(前期は17百万円)となりました。

特別損失は、主に関連会社株式売却損1,625百万円、訂正関連損失28百万円等を計上したことにより、1,692百万円(前期は805百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

当社
本社移転に伴う内装設備等 21百万円

③ 資金調達の状態

当社

第三者割当による第14回新株予約権の権利行使により、合計472百万円の資金調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状態

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状態

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状態

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

イ. 他の会社の株式その他の持分

- ・当社は2021年4月9日付、4月15日付、10月1日付、及び11月30日付で子会社であるワンアジア証券㈱の第三者割当により発行した新株式122,000千株を引受けております。これにより当社の持分比率は99.7%となりました。
- ・当社は子会社であるアジアインベストメントファンド㈱より、2021年7月5日付でC+株式会社株式1,700株を譲り受けております。これにより当社の持分比率は34.0%となりました。
- ・当社は子会社であるにつぼんインキュベーション㈱より、2021年8月16日付で株式会社AGパワーソリューションズの全株式5,000株を譲り受けております。これにより当社の完全子会社となりました。
- ・当社は子会社であるアジアインベストメントファンド㈱より、2021年9月7日付で豊田TRIKE株式会社株式68,222株を譲り受けております。これにより当社の持分比率は2022年3月31日時点において35.1%となりました。

ロ. 新株予約権

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 99 期 (2019年3月期)	第 100 期 (2020年3月期)	第 101 期 (2021年3月期)	第 102 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
営業収益 (千円)	517,986	865,301	945,509	1,077,736
経常損失 (千円)	871,996	800,904	279,311	288,793
親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	875,372	1,181,055	1,070,651	1,988,198
1株当たり 当期純損失 (円)	1.85	2.50	1.30	1.29
総資産 (千円)	3,276,223	1,924,167	6,373,489	7,516,954
純資産 (千円)	2,664,472	1,441,188	3,955,733	2,425,970
1株当たり純資産額 (円)	5.45	3.05	2.72	1.55

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (2021年3月期)	第102期 (当事業年度) (2022年3月期)
営業収益 (千円)	152,891	124,483	385,872	192,510
経常損失 (千円)	343,047	407,315	133,573	258,008
当期純損失 (千円)	540,553	1,505,064	1,438,648	1,774,477
1株当たり 当期純損失 (円)	1.14	3.19	1.75	1.16
総資産 (千円)	4,341,139	2,675,064	4,339,505	3,258,988
純資産 (千円)	3,195,798	1,681,750	3,669,602	2,367,624
1株当たり純資産額 (円)	6.57	3.56	2.52	1.52

(注) 前連結会計年度まで、売上高、売上原価、売上総利益と表示しておりましたが、投資事業の運用結果をより明瞭に表示するため、当連結会計年度から、営業収益、金融費用、売上原価、純営業収益と表示方法を変更しております。また、営業目的で保有する現物有価証券の売買に伴う売上損益は、売上高と売上原価を両建表示しておりましたが、投資事業の運用結果の実態をより明瞭に表示するため、当連結会計年度から、純額表示し、有価証券売買等損益に計上する方法に変更しております。

なお、当事業年度においても同様の変更を実施しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 子会社の状況

イ. 子会社の状況

会 社 名	資 本 (出資)金 (千円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
アジアインベストメントファンド㈱	830,000	100.0	投資事業
アジアビジネスファイナンス㈱	431,500	100.0	金融事業
ワンアジア証券㈱	1,330,430	99.65	金融事業
につぼんインキュベーション㈱	50,000	100.0	投資事業
㈱AGパワーソリューションズ	50,000	100.0	風力発電事業
㈱トレードセブン	100,000	100.0	質屋事業
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千 シンガポールドル	100.0	投資事業
臻萃本物（福建）餐飲管理 有限公司	33,718千 人民元	100.0	日本食レストラン事業
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	13,348千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	737千 リンギット	99.5	バイオマス燃料供給事業

ロ. 関連会社の状況

会 社 名	資 本 (出資)金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
豊田TRIKE㈱	50,000	35.1	電動自転車開発販売事業
C+㈱	50,000	34	コンテンツ制作事業

(注) 当連結会計年度の連結子会社は上記の重要な子会社を含め11社であり、持分法適用関連会社は2社です。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度まで継続して重要な経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当社は、この状況を改善すべく、2020年12月に旧経営陣から新経営陣に人員の刷新を実行し、抜本的かつ早急な経営内容の改善・見直しに取り組んでいるところでありますが、当連結会計年度におきましては、未だ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況であります。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」（当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/> をご参照ください。）に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実に行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しております。

② 経営基盤の確立

当社グループは、安定的にキャッシュ・フローを生み出す収益基盤の確立を通じて財務基盤を強化することが最大の経営課題であると認識しております。その実現のためには、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

③ 内部管理体制等に係るリスク

当社は、当社株式が2021年8月7日付で東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されたことを受け、内部管理体制等の改善整備に努めておりますが、東京証券取引所が、当該指定から1年以内に内部管理体制等について改善がなされず、今後も改善の見込みがないと認めた場合や、特設注意市場銘柄指定後1年6か月以内に内部管理体制等について改善がなされなかった場合と認めた場合、当社株式が上場廃止となる可能性があり、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

投資事業

有価証券の保有・運用、コンサルティング、金融事業、日本食レストラン事業

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	中	央	区
---	---	---	---	---	---	---	---

② 子会社

アジアインベストメントファンド(株)	東	京	都	中	央	区				
アジアビジネスファイナンス(株)	東	京	都	中	央	区				
ワ ン ア ジ ア 証 券 (株)	東	京	都	中	央	区				
にっぽんインキュベーション(株)	東	京	都	中	央	区				
(株)AGパワーソリューションズ	東	京	都	中	央	区				
(株) ト レ ー ド セ ブ ン	東	京	都	中	央	区				
ProminenceInvestments Pte. Ltd.	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル				
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
臻萃本物（福建）餐飲管理 有 限 公 司	中	国	福	建	省					

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
32 (2) 名	3名増 (15名減)

(注1) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男性	9 (0) 名	2名増 (0)	47歳0ヶ月	7年1ヶ月
女性	7 (2) 名	3名増 (1)	37歳2ヶ月	1年0ヶ月
合計	16 (2) 名	5名増 (1)	42歳9ヶ月	4年5ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 5,924,408,492株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,561,102,123株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 40,226名（前期末比 3,472名増） |
| ⑤ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サー ビシーズ リミテツド ク ライ ア ン ト ア カ ウ ン ト	500,000,000株	32.03%
楽 天 証 券 株 式 会 社	21,568,500株	1.38%
株 式 会 社 S B I 証 券	20,501,600株	1.31%
西 肇	14,045,900株	0.90%
吉 田 年 男	11,000,000株	0.70%
株 式 会 社 法 学 館	8,700,000株	0.56%
普 濟 堂 株 式 会 社	8,288,500株	0.53%
宝 天 大 同	8,200,000株	0.53%
ジェイビー ジェイピーエムエスイー ルクス ジュービー モルガン セキュ リティーズ ビーエルシー エク コル	6,900,000株	0.44%
滝 沢 裕 一 郎	6,165,000株	0.39%

(注) 持株比率は、自己株式（15,909株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
2020年10月6日に発行された第三者割当による新株予約権（第14回新株予約権）
は、2022年3月31日現在ですべて権利行使されており、残高はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位および担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	アンセム ウォン	アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長 Cleath BiomassEnergy Sdn. Bhd 取締役 ASIA DEVELOPMENT CAPITAL(HK) LIMITED 取締役 ASIA INVESTMENT FUND(HK) LIMITED 取締役
取締役	木内 孝胤	アジアインベストメントファンド株式会社 取締役 株式会社TKコーポレーション 代表取締役
取締役	徐 天 雄	金剛株式会社 取締役
取締役	横井 正道	大和日英基金 東京事務局 事務局長
取締役	池田 誠	アジアインベストメントファンド株式会社 取締役 アジアビジネスファイナンス株式会社 取締役 にっぽんインキュベーション株式会社 取締役 にっぽり総合法律事務所 代表弁護士
取締役	山田 幸平	アジアインベストメントファンド株式会社 取締役 LR会計 代表 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役
監査役	松田 勉	アジアインベストメントファンド株式会社 監査役 松田勉税理士事務所 所長
監査役	中山 住人	アジアインベストメントファンド株式会社 監査役 株式会社公医社総合研究所 代表取締役 税理士法人GreenCanvas 代表社員 縁監査法人 代表社員

- (注1) 取締役横井正道、池田誠および山田幸平の各氏は、社外取締役であります。
- (注2) 監査役松田勉、および中山住人の各氏は、社外監査役であります。
- (注3) 監査役松田勉氏は税理士であることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また中山住人氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見を有しております。
- (注4) 当社は、取締役横井正道氏、池田誠氏、山田幸平氏、監査役松田勉氏、および中山住人氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注5) 監査役後藤光男氏の辞任により、仮監査役として福田裕氏が就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
後藤光男	2022年1月5日	辞任	アジア開発キャピタル株式会社監査役 ワンアジア証券株式会社 監査役 アジアビジネスファイナンス株式会社 監査役 アジアインベストメントファンド株式会社 監査役 株式会社トレードセブン 監査役
許逸賢	2022年2月2日	任期満了	アジア開発キャピタル株式会社取締役 株式会社アイ・ビー・アイ 代表取締役
村島吉豊	2022年2月2日	任期満了	アジア開発キャピタル株式会社社外監査役 村島吉豊税理士事務所 所長

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (4)	46,840千円 (11,800)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3)	10,700千円 (4,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11名 (7)	57,540千円 (16,600)

- (注1) 役員報酬は基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。
- (注2) 上記には、2022年2月2日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名ならびに監査役1名、および期中に辞任した監査役1名を含んでおります。
- (注3) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注4) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額100,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。これとは別に、取締役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2016年6月28日開催の第96回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）であります。
- (注5) 監査役報酬限度額は、2004年6月15日開催の第84回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。これとは別に、監査役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の限度額については、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降1年間において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。
- (注6) 取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長アンセムウォンが取締役会から決定権限の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度を総合的に判断するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 横井正道氏は、大和日英基金 東京事務局の事務局長を兼務しております。当社と当該基金の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 池田誠氏は、にっぽり総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・取締役 山田幸平氏は、LR会計の代表、合同会社LRプラスの代表社員および阪神フィナンシャル・アドバイザーズの取締役を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 松田勉氏は、松田勉税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該事務所の間で特記する事項はありません。
- ・監査役 中山住人氏は、株式会社公医社総合研究所の代表取締役、税理士法人GreenCanvasの代表社員および縁監査法人の代表社員を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 横井正道	18回	90%	—	—
取締役 池田誠	7回	100%	—	—
取締役 山田幸平	6回	86%	—	—
監査役 松田勉	16回	80%	17回	100%
監査役 中山住人	7回	100%	5回	100%

b. 取締役会（監査役会）における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 横井正道氏は、取締役会18回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 池田誠氏は、2022年2月2日就任以後に開催の取締役会全7回のうち7回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・取締役 山田幸平氏は、2022年2月2日就任以後に開催の取締役会全7回のうち6回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただいております。
- ・監査役 松田勉氏は、取締役会16回に出席し、また監査役会全17回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。
- ・監査役 中山住人氏は、2022年2月2日就任以後に開催の取締役会全7回のうち7回に出席し、また同日就任以後に開催の監査役会全5回のうち5回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。また、独立した立場から、適切な監査を実施していただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が18回ありました。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。被保険者は当責任保険保険料を負担しておりません。また、当該保険契約は、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	106,175千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	一千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、過年度の訂正報告書に係る監査報酬(80,900千円)を含んでおります。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人監査法人アリアの会社法第423条第1項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、リスク・コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、「企業行動指針」に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るためリスク・コンプライアンス委員会にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、管理部門を中心に役職員教育等を行います。内部監査部門は、管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的にと取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等といいます）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会が網羅的・総括的に管理します。それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社取締役及び子会社各社の代表取締役は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、当社のリスク管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。
- ④ 当社及び子会社からなる企業集団は、ITを活用して各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。
- ⑤ 原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。
- ⑥ 関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査部門は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
 - ② 当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
 - ③ 子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
 - ④ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査部門とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を断つことを拒絶することを「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に定めています。
- 「企業行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記の通りであります。

1. 内部統制システム全般

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査役会に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

2. コンプライアンスへの取り組み

顧問弁護士を講師とするコンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

3. 監査役による監査体制

監査役は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会・常務会等の社内会議への出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室等と連携し、随時意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないように、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,222,356	流 動 負 債	5,021,692
現金及び預金	624,986	支払手形及び買掛金	3,288
預託金	271,000	未払金	225,614
受取手形及び売掛金	1,149,621	未払法人税等	94,485
有価証券	3,171,833	預り金	2,090,187
商品	3,288	資産除去債務	25,881
営業貸付金	717,000	信用取引負債	2,219,771
信用取引資産	1,322,860	その他	362,463
その他	660,310	固 定 負 債	35,192
貸倒引当金	△698,543	退職給付に係る負債	4,042
固 定 資 産	294,597	繰延税金負債	33
有 形 固 定 資 産	127,653	その他	31,115
建物及び構築物	46,036	特 別 法 上 の 準 備 金	34,100
工具、器具及び備品	40,305	金融商品取引責任準備金	34,100
機械装置及び運搬具	17,084	負 債 合 計	5,090,984
その他	24,227	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,895	株 主 資 本	2,300,770
ソフトウェア	1,895	資本金	6,275,283
投資その他の資産	165,049	資本剰余金	2,699,552
投資有価証券	2,293	利益剰余金	△6,668,111
関係会社株式	40,507	自 己 株 式	△5,954
破産更生債権等	43,260	その他の包括利益累計額	122,954
差入保証金	99,385	その他有価証券評価差額金	76
その他	31,492	為替換算調整勘定	122,878
貸倒引当金	△51,890	非 支 配 株 主 持 分	2,245
資 産 合 計	7,516,954	純 資 産 合 計	2,425,970
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,516,954

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
売上高	318,589	
有価証券売却益	473,081	
受取利息	140,345	
受入金	82,753	
金融取引益	62,965	1,077,736
売上費用		33,987
金融費用		55,430
純営業収益		988,318
販売費及び一般管理費		861,688
営業利益		126,629
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	18,541	
その他	13,936	32,477
営業外費用		
支払利息	7,231	
為替差損	90,965	
持分法による投資損失	316,492	
貸倒引当金繰入額	20,494	
その他	12,715	447,900
経常損失(△)		△288,793
特別利益		
固定資産売却益	23,772	
関係会社株式売却益	17,396	
その他	7	41,176
特別損失		
関係会社株式売却損	1,625,129	
訂正関連損失引当金繰入額	28,800	
その他	38,515	1,692,445
税金等調整前当期純損失(△)		△1,940,062
法人税、住民税及び事業税	48,415	48,415
当期純損失(△)		△1,988,478
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△279
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,988,198

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 期首残高	6,039,033	2,465,155	△4,679,912	△5,954	3,818,322
新 株 の 発 行	236,250	236,250	—	—	472,500
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	△1,988,198	—	△1,988,198
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	△1,853	—	—	△1,853
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	236,250	234,396	△1,988,198	—	△1,517,552
2022年3月31日 期末残高	6,275,283	2,699,552	△6,668,111	△5,954	2,300,770

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 期首残高	133,026	3,630	136,656	754	3,955,733
新 株 の 発 行	—	—	—	—	472,500
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	—	—	△1,988,198
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	△1,853
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△132,949	119,247	△13,702	1,490	△12,212
連結会計年度中の変動額合計	△132,949	119,247	△13,702	1,490	△1,529,763
2022年3月31日 期末残高	76	122,878	122,954	2,245	2,425,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,420,786	流 動 負 債	844,581
現金及び預金	21,583	関係会社短期借入金	724,339
有価証券	63,569	未払金	67,886
未収入金	322,931	未払法人税等	2,549
関係会社短期貸付金	1,267,840	その他	49,805
その他	134,112	固 定 負 債	46,781
貸倒引当金	△389,251	退職給付引当金	4,042
固 定 資 産	1,838,202	その他	42,738
有形固定資産	76,017	負 債 合 計	891,363
建物	27,858	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	7,855	株 主 資 本	2,367,624
機械装置及び運搬具	17,084	資 本 金	6,275,283
その他	23,219	資 本 剰 余 金	2,705,500
無形固定資産	887	資 本 準 備 金	2,705,500
投資その他の資産	1,761,297	利 益 剰 余 金	△6,607,204
投資有価証券	331	その他利益剰余金	△6,607,204
関係会社株式	1,442,361	繰越利益剰余金	△6,607,204
関係会社社債	260,000	自 己 株 式	△5,954
破産更生債権等	43,260	純 資 産 合 計	2,367,624
差入保証金	67,019	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,258,988
その他	214		
貸倒引当金	△51,890		
資 産 合 計	3,258,988		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
利 息 収 入		198,305
有 価 証 券 売 買 等 損 益		△5,795
営 業 収 益		192,510
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		441,843
営 業 損 失 (△)		△249,333
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	55	
受 取 手 数 料	21,982	
受 取 賃 借 料	17,330	
そ の 他	7,164	46,533
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,455	
為 替 差 損	37,371	
そ の 他	7,380	55,208
経 常 損 失 (△)		△258,008
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	55,440	55,440
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,580,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	135,254	
訂 正 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	28,800	
そ の 他	38,515	1,782,570
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,985,138
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△210,660	△210,660
当 期 純 損 失 (△)		△1,774,477

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
2021年4月1日期首残高	6,039,033	2,469,250	2,469,250	△4,832,727	△4,832,727	△5,954	3,669,602	3,669,602
事業年度中の変動額								
新株式の発行	236,250	236,250	236,250				472,500	472,500
当期純損失(△)				△1,774,477	△1,774,477		△1,774,477	△1,774,477
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							-	-
事業年度中の変動額合計	236,250	236,250	236,250	△1,774,477	△1,774,477	-	△1,301,977	△1,301,977
2022年3月31日期末残高	6,275,283	2,705,500	2,705,500	△6,607,204	△6,607,204	△5,954	2,367,624	2,367,624

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

アジア開発キャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、連結子会社のアジアインベストメントファンド株式会社は、2022年5月16日付で、株式会社東京機械製作所から金融商品取引法第164条第1項に基づき19億4342万3161円の短期売買利益の返還請求を受けた。会社及びアジアインベストメントファンド株式会社では、上記返還義務を負わないと考えており、顧問弁護士とも協議し適切に対応していく方針である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

アジア開発キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び運用における重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

アジア開発キャピタル株式会社 監査役会

常勤社外仮監査役 福 田 裕 ㊟

社 外 監 査 役 松 田 勉 ㊟

社 外 監 査 役 中 山 住 人 ㊟

(注)社外仮監査役福田裕は2022年1月5日付にて後藤光男が監査役を辞任したことに伴い、常勤監査役が不在になるとともに、法令及び定款に定める監査役の員数を欠くこととなったため、2022年4月5日東京地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行うべき者(仮監査役)として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第21条で、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、過去の不正取引に関する第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえ、内部管理体制の改善策の一環として、経営の執行と監督を分離し取締役会の経営監督機能（モニタリング機能）を強化するという観点から、これを社外取締役に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役会の招集権者及び議長） 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 <u>他の取締役</u> が取締役会を招集し、議長となる。	2 <u>当該社外取締役に</u> 事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 <u>他の社外取締役（社外取締役が不在のときは、社外取締役でない取締役）</u> が取締役会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
1	アンセム ウォン (1985年5月6日)	2013年12月 天安中國投資有限公司(香港)入社 2015年3月 当社入社 2015年7月 当社執行役員副社長 2016年1月 株式会社六合 取締役 2016年3月 デザイア株式会社(旧 株式会社につぼんインキュベーション) 代表取締役社長 2016年3月 Miki Energy Pte. Ltd. 取締役 2016年5月 株式会社トレードセブン 取締役(現任) 2016年6月 当社取締役副社長 2016年8月 アジア和朱投資株式会社 取締役 2017年1月 IRC Properties Inc. 取締役 2017年1月 Mabuhay Holdings Corporation 取締役 2017年4月 株式会社China Commerce 取締役 2017年10月 クリアスエナジーインベストメント株式会社(現 アジアインベストメントファンド株式会社) 取締役 2017年12月 瓊萃本物(福建)餐飲管理有限公司 法廷代表人(中国) Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd. Director(マレーシア) Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd. Director(マレーシア) 2020年9月 当社代表取締役副社長 2020年11月 株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス(現 アジアビジネスファイナンス株式会社) 取締役(現任) 2020年11月 アジアインベストメントファンド株式会社(旧 クリアスエナジーインベストメント株式会社) 代表取締役社長(現任) 2020年12月 当社代表取締役社長(現任) 2021年5月 ASIA DEVELOPMENT CAPITAL(HK) LIMITED Director(香港) 2021年7月 につぼんインキュベーション株式会社 取締役 2021年8月 につぼんインキュベーション株式会社 代表取締役会長 2021年8月 株式会社AGパワーソリューションズ 取締役 2021年9月 ASIA INVESTMENT FUND(HK) LIMITED Director(香港) [重要な兼職の状況] アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
2	まうち たかたね 木内 孝胤 (1966年8月30日)	1989年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ 銀行) 入行(営業第二本部営業第六部、 ロンドン支店等) 2001年3月 ドイツ証券会社(現 ドイツ証券株式会 社) 投資銀行部(ヴァイスプレジデ ント、ディレクター) 2005年3月 UBS証券会社(現 UBS証券株式会社) 投資 銀行部(エグゼクティブディレクター) 2006年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現 BofA証券株式会社) 投資銀行部(マネー ジングディレクター) 2009年8月 衆議院議員(1期目)(~2012年12月) 2013年8月 株式会社TKコーポレーション 代表取締 役(現任) 2014年12月 衆議院議員(2期目)(~2017年10月) 2022年2月 アジア開発キャピタル株式会社 取締役 (現任) 2022年3月 アジアインベストメントファンド株式会 社 取締役(現任) [重要な兼職の状況] アジアインベストメントファンド株式会社 取締役 株式会社TKコーポレーション 代表取締役	-
3	じょ てんゆう 徐 天雄 (1993年2月8日)	2019年4月 DivineSoft株式会社 入社 2020年7月 株式会社アジアゲートホールディングス 入社 2020年9月 当社社外取締役 2021年9月 豊田TRIKE株式会社 取締役 金剛株式会社 取締役(現任) 2022年2月 アジア開発キャピタル株式会社 取締役 (現任) 2022年4月 豊田TRIKE株式会社 監査役(現任) [重要な兼職の状況] 金剛株式会社 取締役(現任) 豊田TRIKE株式会社 監査役	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">よこい まさみち 横井 正道 (1951年11月14日)</p>	<p>1975年4月 大和証券株式会社 入社 1999年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株 式会社(現 大和証券株式会社) 秘書室長 2001年5月 大和証券S M B Cヨーロッパリミテッド (現 大和証券キャピタル・マーケットヨ ーロッパリミテッド) 社長 2006年4月 株式会社大和証券グループ 本社執行役 米州部門担当 2006年4月 大和証券アメリカコーポレーション(現 大和証券キャピタル・マーケットアメリ カホールディングスインク) 会長 2008年4月 株式会社大和証券グループ 本社常務執 行役 米州部門担当 2009年4月 大和証券S M B C株式会社(現 大和証券 株式会社) 専務取締役 海外上席担当 兼 国際業務企画担当 2009年4月 大和証券S M B Cアジアホールディング B. V. (現 大和証券キャピタル・マーケ ツアジアホールディングB. V.) 社長 2010年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 代表取 締役社長 2013年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 特別顧 問 2014年6月 株式会社東京スター銀行 取締役 2015年6月 日本コムジェスト株式会社(現 コムジェ スト・アセットマネジメント株式会社) 取締役会長 2018年10月 大和日英基金 東京事務局 事務局長 (現任) 2019年6月 大和日緬基金 理事(現任) 2020年9月 当社社外取締役 2020年11月 当社社外取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 大和日英基金 東京事務局 事務局長 大和日緬基金 理事</p>	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
5	<p style="text-align: center;">いけだ まこと 池田 誠 (1979年7月12日)</p>	<p>2007年4月 司法研修所入所 (旧61期)</p> <p>2008年12月 第二東京弁護士会 弁護士登録</p> <p>2008年12月 一番町総合法律事務所 (現 弁護士法人一 番町総合法律事務所) 入所</p> <p>2009年4月 日本債権回収株式会社 出向</p> <p>2012年7月 本杉法律事務所 (現 麴町大通り総合法律 事務所) 入所</p> <p>2015年8月 につぼり総合法律事務所 開設 (現任)</p> <p>2021年7月 当社顧問弁護士</p> <p>2022年2月 アジア開発キャピタル株式会社 社外取 締役 (現任)</p> <p>2022年3月 アジアインベストメントファンド株式会 社 取締役 (現任)</p> <p>2022年3月 アジアビジネスファイナンス株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2022年3月 につぼんインキュベーション株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2022年4月 株式会社AGパワーソリューションズ 取 締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>アジアインベストメントファンド株式会社 取締役</p> <p>につぼり総合法律事務所 代表弁護士</p> <p>株式会社AGパワーソリューションズ 取締役</p>	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">やまだ こうへい 山田 幸平 (1979年3月12日)</p>	<p>2000年10月 中央青山監査法人 入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年1月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2009年1月 山田幸平公認会計士事務所(現LR会計) 設立(現任) 2011年1月 税理士登録 2018年6月 合同会社LRプラス 代表社員(現任) 2019年3月 シンシア監査法人 社員 2020年3月 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株 式会社 取締役(現任) 2022年2月 アジア開発キャピタル株式会社 社外取 締役(現任) 2022年3月 アジアインベストメントファンド株式会 社 取締役(現任) 2022年5月 Cleath BiomassEnergy Sdn. Bhd Director (マレーシア) (現任) 2022年5月 Prominence Investment Pte. Ltd. Director (シンガポール) (現任) 2022年5月 ASIA DEVELOPMENT CAPITAL(HK)LIMITED Director (香港) (現任) 2022年5月 ASIA INVESTMENT FUND(HK)LIMITED Director (香港) (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] アジアインベストメントファンド株式会社 取締役 LR会計 代表 公認会計士 合同会社LRプラス 代表社員 阪神フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締 役</p>	-
7	<p style="text-align: center;">※ オースティン ジョン ポール (1976年2月13日)</p>	<p>1999年6月 Goldman Sachs & Co. LLC アナリスト 2001年6月 Beach Capital Management 最高投資責 任者 2010年8月 BlueArc Capital Management 最高経営 責任者 2015年7月 Bopu Capital Management 最高経営責 任者 2017年7月 Cornerstone Bank 会長</p> <p>[重要な兼職の状況] Bopu Capital Management 最高経営責任者</p>	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当社 株式の数
8	※ 森井 じゅん (1980年3月3日)	2005年11月 Bonanza Casino 入社 2009年10月 尾台会計事務所入所 2012年2月 米国ワシントン州公認会計士登録 2012年9月 デロイトトーマツファイナンシャルアド バイザリー株式会社入社 2013年8月 公認会計士登録 2014年2月 税理士登録 2014年1月 森井会計事務所開設 代表公認会計士・ 税理士(現任) 2016年4月 東京都品川区監査委員(現任) 〔重要な兼職の状況〕 森井会計事務所 代表公認会計士・税理士	—

(注1) ※印は、新任の取締役候補者であります。

(注2) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 横井正道氏、池田誠氏、山田幸平氏および森井じゅん氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注4) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について、

- ①横井正道氏につきましては、証券会社および金融機関における勤務実績に基づく豊富な経験と専門知識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の事業運営(特に投資事業関連)およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②池田誠氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はございませんが、弁護士の資格を有し、法務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③山田幸平氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④森井じゅん氏につきましては、公認会計士、税理士及び米国ワシントン州公認会計士の資格を有し、会社財務の専門的な知見と経験を有していることに加えて、国際経験が豊かであることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注5) 当社の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって、横井正道氏が約1年10ヵ月、池田誠氏と山田幸平氏が約4ヵ月であります。

- (注6) 当社は、現行定款第25条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、横井正道氏、池田誠氏および山田幸平氏との間で当該責任限定契約を締結しております。そして、各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、森井じゅん氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
- (注7) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- (注8) 当社は、横井正道氏、池田誠氏および山田幸平氏の再任が承認された場合、ならびに、森井じゅん氏の選任が承認された場合は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社は2022年4月5日付け東京地方裁判所の選任決定を受けまして、福田裕氏が仮監査役に就任しておりますが、同氏を引き続き、監査役として選任するものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位	所有する当社 株式の数
<small>ふくだ ゆたか</small> 福田 裕 (1949年3月22日)	1972年4月 日本IBM株式会社 入社 (1980年5月 退社) 1988年3月 公認会計士登録 1988年7月 東陽監査法人 入社 (2014年9月 退社) 上場会社、非上場会社、学校法人の会計監査・業務監査に従事 1989年12月 税理士登録 福田裕公認会計士・税理士事務所 開業(現任) 2022年3月 アジアインベストメントファンド株式会社 監査役(現任) 2022年4月 アジア開発キャピタル株式会社 仮監査役(現任) [重要な兼職の状況] アジアインベストメントファンド株式会社 監査役 福田裕公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士	—

(注1) 福田裕氏は、2022年4月5日より仮監査役に就任している監査役候補者であります。

(注2) 福田裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 福田裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注4) 福田裕氏が社外監査役(常勤)候補者とした理由は、同氏は会社経営に携わった経験はございませんが、公認会計士および税理士の資格を有し、会社財務等の専門的な知見に加え、監査法人において上場企業の会計監査・業務監査の経験を有していることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注5) 当社は、現行定款第33条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、福田裕氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(注6) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であります。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注7) 当社は、福田裕氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館 12階
ダイヤモンドホール



交通ご案内

JR線 JR山手線・京浜東北線：有楽町駅（京橋口・中央口（銀座側）） 徒歩1分
地下鉄 有楽町線：有楽町駅〔D8〕 徒歩1分
有楽町線：銀座一丁目駅〔2〕 徒歩1分
丸ノ内線：銀座駅〔C9〕 徒歩3分
銀座線：銀座駅〔C9〕 徒歩3分
日比谷線：銀座駅〔C9〕 徒歩3分
千代田線：日比谷駅〔D8〕 徒歩8分
都営三田線：日比谷駅〔D8〕 徒歩5分